

NCB 遺言代用信託

ココロがある。コタエがある。
西日本シティ銀行

西日本シティ銀行ソーシャルメディア公式アカウント

 @ncbank_official  @ncbankofficial

はじめに

相続のお手続きには、
ご用意いただく書類がたくさんあります。

亡くなられた方の預金は手続きが整わない
とご家族の方でもすぐには引出しができな
くなります。

葬儀費用も必要な
のに引き出しでき
ないの？

自分で出来るか
不安だわ…



必要な書類をそろ
えるだけでも大変
と聞いたけど…

遺言を作ってい
てもすぐには引き出
せないの？

相続手続きに必要な書類の一例（預金払出の場合）

- 被相続人さまの生まれてから亡くなるまでの全ての戸籍謄本等
 - 相続人さま全員の戸籍謄本および印鑑証明書
 - 遺産分割協議書（相続人さま全員の署名・捺印が必要）
- ※実際のお手続きに必要な書類は別途ご確認ください。

<参考>遺産分割前の相続預金の払戻し制度

平成30年7月の民法等の改正により、遺産分割が終了する前であっても、各相続人が当面の生活費や葬儀費用の支払いなどのためにお金が必要になった場合に、所定の書類をご準備いただくことにより、相続預金の払戻しが受けられるよう、相続預金の払戻し制度が設けられました。

NCB
遺言代用 信託では

NCB 遺言代用信託なら、万一の時も複雑なお手
続きなしで、ご家族がすぐに必要なお金を受取
ることができます。

NCB 遺言代用信託は、あらかじめお受取人をご指定いただくことで、もし
もの時も、必要な書類等をご用意いただければ、必要なお金をすぐにご指
定されたお受取人さまに受取っていただくことができます。
また、元本保証なので、大切なご資産を安心してお預けいただけます。

NCB 遺言代用信託で
お受取り手続きに必要な書類等

NCB 遺言代用信託を活用すると
こんなメリットがあります。

1

金銭の受取りが簡単

数点の必要書類のみで受取りが可能です。

2

受取人さまの来店不要

必要書類を郵送することで受取りが可能です。

3

元本保証

元本保証の金銭信託であり、お預りした金銭は
預金と同様に預金保険制度の対象です。

4

複数の受取人の指定が可能

9人まで受取人の指定が可能です。

5

遺産分割協議不要

遺産分割協議成立前でも受取りが可能です。

プラン



3つのプランで、お客さまの大切なご家族へ「想い」と「安心」を遺すお手伝いをいたします。



NCB「遺言代用信託」商品概用

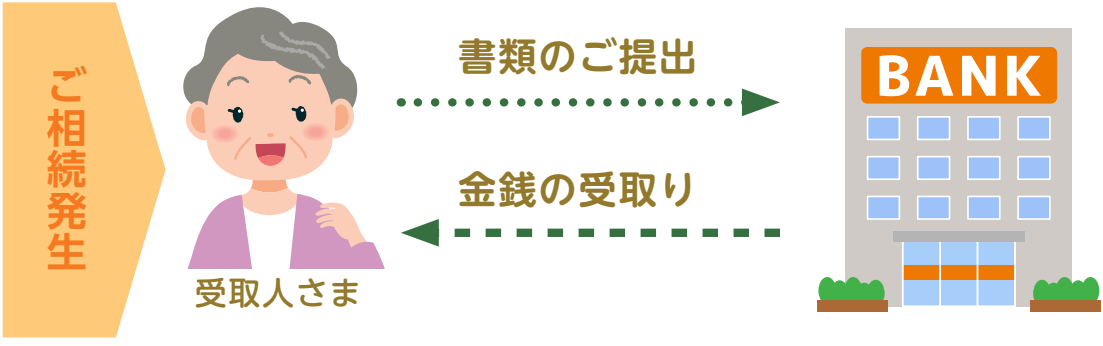
※くわしくは、別途商品概用説明書をご確認ください。

信託金額	●信託金額は、200万円以上1円単位です。 ※但し、信託できる金額は契約者さまが保有されている金融資産の原則30%までとなります。	
信託期間	●信託期間は、信託契約日から30年後の応当日までとなります。(信託期間終了時には、契約者さまに金銭をお返しいたします。)	
受取人さまに関する事項	●受取人さまは、契約者さまの推定相続人の中からお指定ください。(推定相続人とは、現時点で契約者さまに相続が発生したと仮定した場合に相続人となる人です。) ●受取人さまは、最大9人までご指定いただけます。 ●受取人さまが信託された金銭を受取るための当行の普通預金口座を指定して頂きます。なお受取口座については、他の銀行を指定することはできませんのでご注意ください。	
信託報酬	●信託報酬(設定時報酬)	信託契約時に、信託財産額の1.0%(税別)をいただきます。
	●信託報酬(運用報酬)	●毎年3月の末日に、運用収益の中からいただきます。 ●信託報酬額は、運用収益から信託元本と予定配当率に基づき計算してお支払する収益金総額等を差し引いた金額(信託元本の0.001%～8%)となります。
プラン①	一時金受取型	お客さまの相続開始後にお受取人さまが信託財産を一時金でお受取りいただけます。例えば、当面の生活資金や葬儀費用など、すぐに必要となるご資金を遺すことができます。
プラン②	定時定額受取型	お客さまの相続開始後にお受取人さまが信託財産を定期的に定額でお受取りいただけます。例えば、遺されたご家族が安心して生活できるよう、計画的に生活資金を遺すことができます。
プラン③	一時金+定時定額受取型	一時金受取型と定時定額受取型を組み合わせたプランです。例えば、ご家族に葬儀費用等としてすぐに使えるご資金と、その後の生活資金等を計画的に遺すことができます。

ご契約から、お受取りまでの流れ



- ご準備いただきたい書類等
- 信託いただく資金
 - ※契約者さまの本人確認資料
 - 契約者さまのご印鑑
- ※本人確認資料のご提示をお願いする場合がございます。



- ご準備いただきたい書類等
- 医師の死亡診断書もしくは除籍謄本、住民票の除票
 - 受取人さまの本人確認資料
 - 受取人さまの個人番号を確認できる書類
 - 受取人さまの当行預金のお届印

特色

商品概用・しくみ

活用例

民法について

Q & A

商品内容説明書

プラン別ご活用例

※金額はご活用の際の例示です。

万一の時の費用を確保しておきたい。

プラン①

一時金受取型

ご本人さまが急にお亡くなりになっても、配偶者さまやお子さまは簡単な手続きで一時金を受取ることができます。

〈例〉500 万円でお申込みの場合（信託期間 30 年）

お受取りになる方	内 訳
 配偶者さま	一時金受取り 500 万円

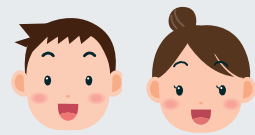
万一の時の生活費を準備しておきたい。

プラン②

定時定額受取型

配偶者さまの老後の生活資金や遺されたお子さまの生活資金として、定期的に定額で受取ることができます。

〈例〉1,500 万円でお申込みの場合（信託期間 30 年）

お受取りになる方	内 訳
 お子さま	1,500万円を 定時定額受取り ↓ 毎年 100 万円

万一の時の備えを万全にしておきたい。

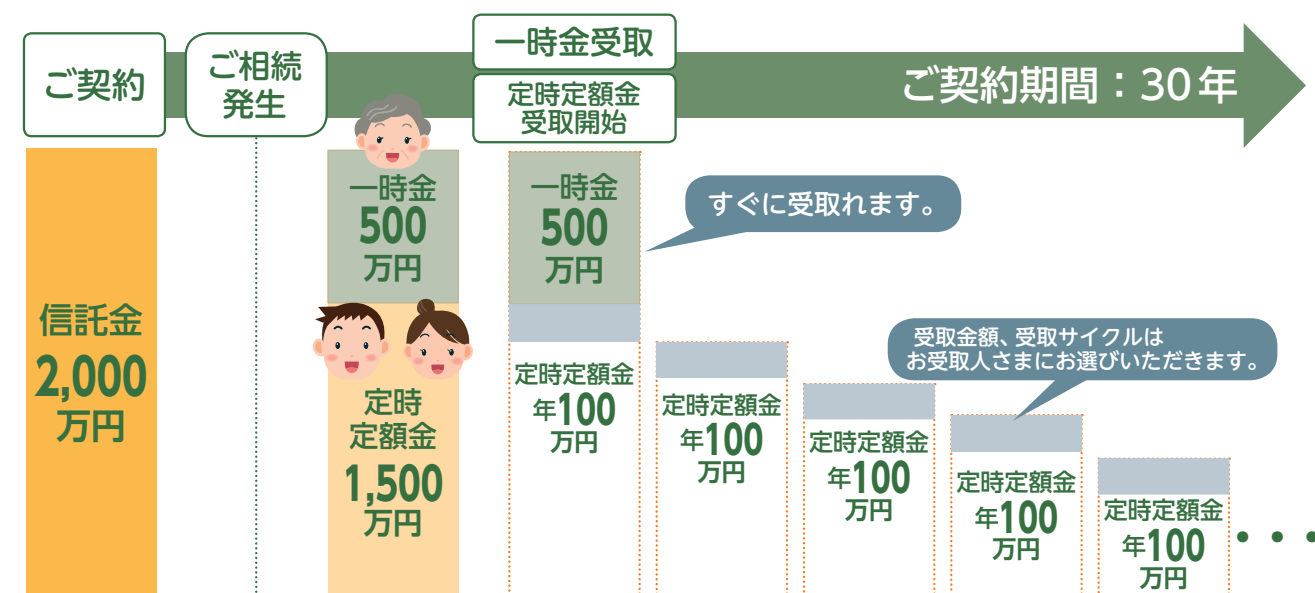
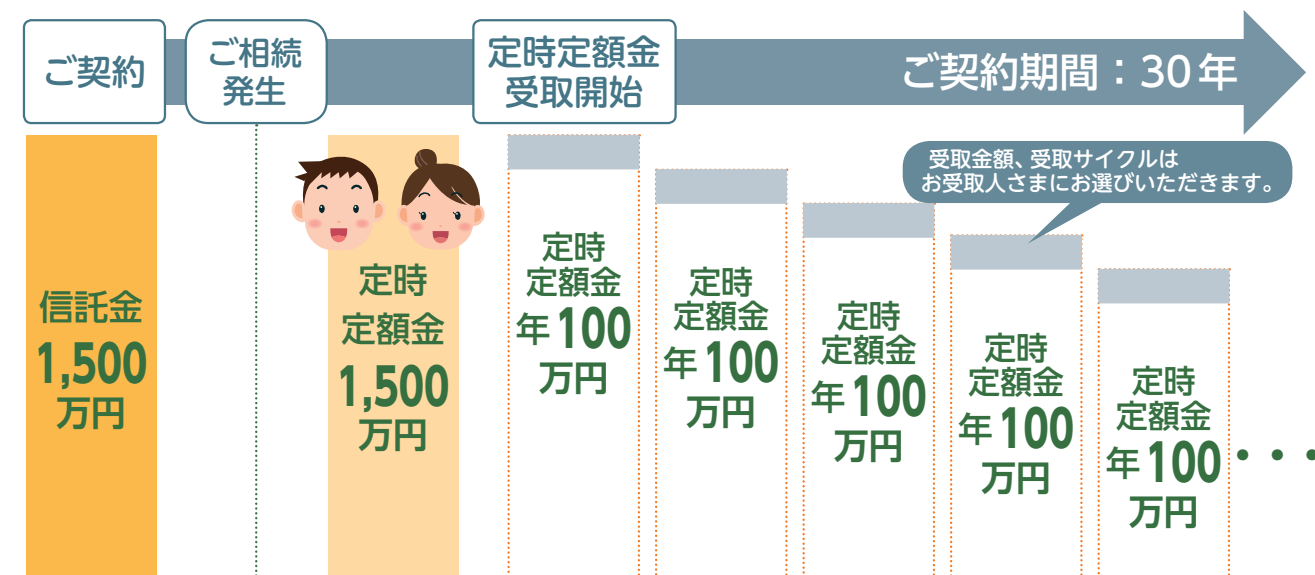
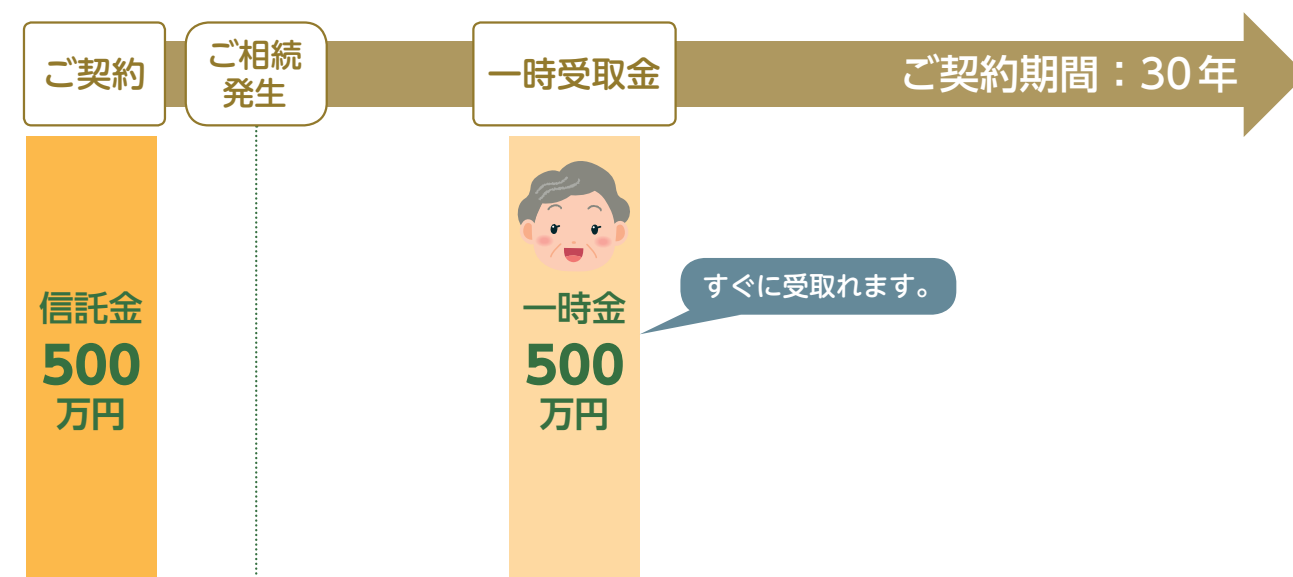
プラン③

**一時金＋
定時定額受取型**

ご家族のご要望にあわせた自由な給付設計ができます。

〈例〉2,000 万円でお申込みの場合（信託期間 30 年）

お受取りになる方	内 訳
 配偶者さま・お子さま	一時金受取 500 万円 ↓ 1,500万円を 定時定額受取り ↓ 毎年 100 万円



特色

商品概用・しくみ

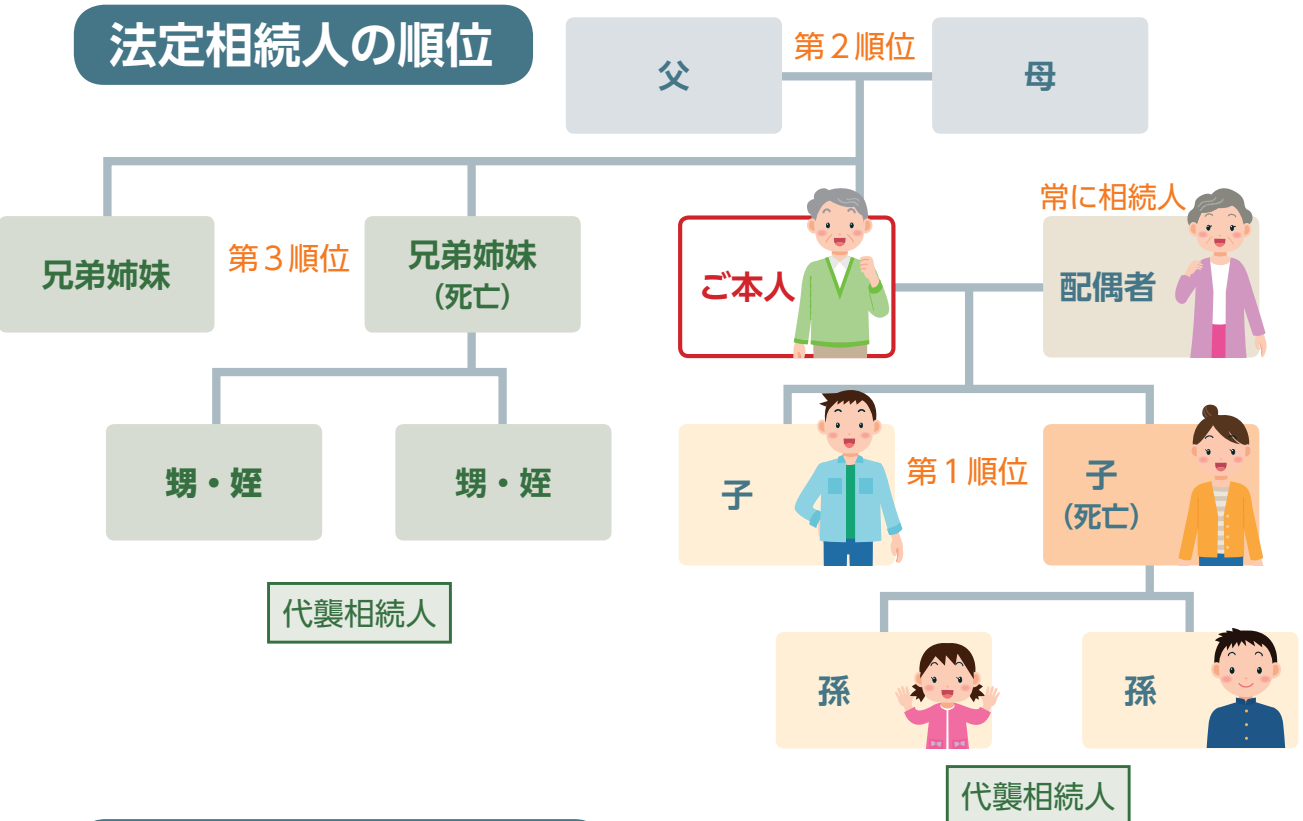
い活用例

民法について

Q
&
A

商品内容説明書

法定相続人と法定相続分



法定相続分と遺留分

相続人	法定相続分		遺留分	
配偶者と子	配偶者 1/2	子 1/2	配偶者 1/4	子 1/4
配偶者と父母	配偶者 2/3	父母 1/3	配偶者 1/3	父母 1/6
配偶者と兄弟姉妹	配偶者 3/4	兄弟姉妹 1/4	配偶者 1/2	兄弟姉妹 なし
配偶者のみ	全 部		1/2	
子のみ	全 部		1/2	
父母のみ	全 部		1/3	
兄弟姉妹のみ	全 部		なし	

子、父母、兄弟姉妹がそれぞれ複数人いる場合は、上記法定相続分をその人数で按分します。

法定相続分

民法が規定する各法定相続人が相続する遺産の割合のことです。遺産の分割は、実際には遺言や相続人の協議によって決まる場合が多いのですが、遺言がなかったり、相続人の協議がまとまらない場合には、家庭裁判所に「調停」・「審判」してもらうことになります。その場合は法定相続分が基準になります。

代襲相続

被相続人の子や兄弟姉妹が先に亡くなっている場合には、孫や甥・姪が相続人に代わって相続することになります。これを代襲相続といいます。

遺留分

一定の範囲の相続人に法律上最低限残しておかなければならない遺産の割合。生前贈与や遺言で遺留分を侵害していたとしても、その贈与や遺言は無効とはなりません。侵害された相続人は侵害した他の相続人などに対し、その侵害された部分を請求することができます。

* 遺留分の権利のある相続人は、法定相続人のうち、配偶者、子、父母に限られ、兄弟姉妹には遺留分が認められていません。

寄与分制度

被相続人の財産の維持・増加に特別に寄与した相続人等は、その寄与に関する分を寄与分として遺産の中から取得することができる制度です。その価額は共同相続人の協議で決定し、まとまらない場合は寄与者の請求により家庭裁判所が定めます。

特別受益制度

被相続人から、婚姻・養子縁組のため、または生計の資本（住宅取得資金・事業資金等の生活の基礎として役立つ資金）としての生前贈与を受けた場合等、特別な利益を受けた相続人がある場合は、相続人の間で公平を図るため、その利益分を相続財産に加えて遺産分割を行う制度です。

特 色

商 品 概 用 ・ し め

い 活 用 例

民 法 に つ い て

Q & A

商 品 内 容 説 明 書